

# 枚方市が指定する中間検査の特定工程について

枚方市では、中間検査を行う建築物及び中間検査の特定工程等を次のように定めています。  
なお、計画通知の建築物、仮設許可を受けた建築物は除きます。

## ○中間検査対象建築物

用 途	構 造	規 模 (確認申請部分)
住宅 (兼用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿を含む)	全ての構造	延べ面積が500㎡を超えるもの
上 記 以 外	全ての構造	延べ面積が300㎡を超えるもの 地階を除き階数が3以上のもの

## ○基礎工事に関する特定工程及び特定工程後の工程 (型式部材等製造者認証建築物を除く)

構造	規模 (確認申請部分)	特 定 工 程	特 定 工 程 後 の 工 程
木造	延べ面積が500㎡を超えるもの	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打込み工事
	階数が3以上のもの		
	高さ13m又は軒高9mを超えるもの		
上記以外	延べ面積が200㎡を超えるもの	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打込み工事
	階数が2以上のもの		

## ○建方工事に関する特定工程及び特定工程後の工程

構 造	規 模	特 定 工 程	特 定 工 程 後 の 工 程
木造	中間検査対象建築物 全て	屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装工事
鉄骨造		2階の床版の取付け工事 (平屋については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事
鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはり (平屋については屋根床版)の配筋工事 (配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床及びこれを支持するはり (平屋については屋根床版)のコンクリート打込み工事 (コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事)
鉄骨鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
その他の構造		屋根工事	壁の外装工事又は内装工事
上記までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造		該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事 (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)	左欄に掲げる工事に係る構造に対応する構造区分に応じた特定工程後の工程の工事

\* 上記以外に建築基準法第7条の3第1項第1号の規定により、階数が3以上である共同住宅が中間検査の対象となっています。(平成19年6月20日施行)

○問合せ先 枚方市開発指導室審査指導課 電話番号072(841)1438

枚方市告示第381号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づき、次のとおり特定工程及び特定工程後の工程を指定し、平成20年11月1日から実施する。

なお、平成17年枚方市告示第367号は、平成20年10月31日限り廃止する。

平成20年9月11日

枚方市長 竹内 脩

1 中間検査を行う区域  
枚方市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの

- (1) 住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分について床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) (1)の用途以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分について、床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

3 指定する特定工程

(1) 基礎工事に関する特定工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。）の基礎の配筋工事を特定工程とする。ただし、当該工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の当該工事を特定工程とする。

項	構 造	特 定 工 程
1	木造	屋根の小屋組の工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
5	その他の構造	屋根工事
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）

#### 4 指定する特定工程後の工程

##### (1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。）の基礎のコンクリート打込み工事を特定工程後の工程とする。

##### (2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	構 造	特 定 工 程 後 の 工 程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
5	その他の構造	壁の外装工事又は内装工事
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	3の（2）の表の6の項に掲げる工事に係る構造に対応するこの表の1の項から5の項までの構造の区分に応じて当該右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

#### 5 適用の除外

法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は市長が別に定める建築物については、この告示の規定は適用しない。